

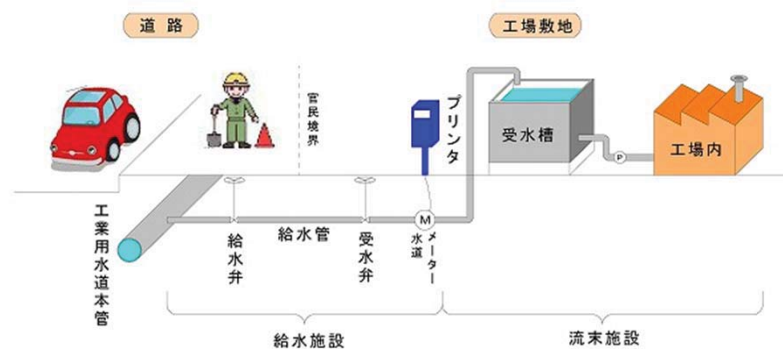
工業用水をお使いの皆様へ（お知らせ）

2022/4/1

施設の管理について

○ 工業用水の施設には、「給水施設」と「流末施設」(下図参照)がありますが、**保守管理については使用者様が自ら行うこと**となっております。(保守管理の一例:配管の漏水修理, ボールタップの清掃, 水道メータの取り替え, プリンタの点検・整備等)

施設に不具合がありますと、安定した工業用水の受水が出来なくなったり、他の使用者の給水に支障が出る等、生産活動に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、日頃の適切な管理をお願い致します。



当事務所では、管理及び工事におけるご相談を承ります。お気軽にご連絡ください。

受水流量について

工業用水の受水は、**均等受水が原則**です。(例:100m³/日契約の基本水量の場合 4.17m³/h)

基本水量を超えて使用されると超過料金が発生する場合があります。
(超過料金について、詳しくは当事務所ホームページをご覧ください。)

また、頻繁に受水の停止を繰り返しますと、給水施設及び流末施設等に悪影響を及ぼす可能性や圧力変動が起こり、他の使用者の給水に支障が出る可能性がありますので、均等受水によるご利用をお願い致します。

水道メーターについて

流量計(水道メーター)は、各ユーザー様の所有物となっております。**水道メーターは計量法による有効期限(8年間)があります**ので、各ユーザー様にて期間前に交換又は再検定を行ってください。なお、交換等を行う際は工事の事前手続きが必要となりますので当事務所まで問い合わせ願います。

工事の事前申請について

給水施設及び流末施設に係る工事(新設, 増設, 改造, 変更, 撤去, 修繕等)をする場合は**事前の申請が必要になります**。

当事務所ホームページから各申請様式をダウンロード出来ますのでご利用ください。
また, 記載方法等ご不明な点があれば, 当事務所までご相談ください。

工場・事業所の停電について

工場・事業所等の停電作業を行う場合は, 使用量が記録されなくなりますので事前にご連絡をお願いします。

(連絡先: 運営権者) 仙塩・仙台圏工業用水道事業所 大槻浄水場 022-352-9037

緊急時の連絡について

当事務所では, 漏水事故及び水質事故等が発生した場合における使用者の皆様への緊急時連絡手段として「i-FAX」を利用しております。

緊急時には, 情報提供及び受水弁操作依頼等迅速な対応が必要ですので, FAXを確認いただきますようお願い致します。

時間外に当事務所へご連絡いただいた場合は, 中央管理室(中央監視員: 運営権者)が対応する場合があります。

※「i-FAX」とは, 各使用者様へ一斉にFAXを送る事が出来るサービスです。

関係規則等

- 工業用水供給規程 URL: <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/11604.pdf>
- 工業用水給水施設設置要領 URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ko-suidou/manual1.html>

お問い合わせ先

- 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所
電話 022-293-5101 FAX 022-293-5104
E-mail: kosuid@pref.miyagi.lg.jp
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ko-suidou/>
- 宮城県企業局水道経営課 水道班
電話 022-211-3417 FAX 022-211-3499
E-mail: suikan@pref.miyagi.lg.jp
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/>